

令和4年度 沖縄県立島尻特別支援学校幼稚部入学者選抜実施要項

1 方針

「令和4年度 沖縄県立特別支援学校幼稚部入学者選抜実施要項」に基づき、障害の種類や程度に応じ、次の方針に基づいて実施する。

- (1) 選抜は、所定の出願書類の確認及び発達検査、行動観察、面接を実施し、その結果を基にして行う。選抜は、入学志願者が募集定員を超過すると否とにかかわらず行う。
- (2) 選抜委員会を組織し、入学予定者及び教育相談予定者の判定を行う。

2 出願資格

- (1) 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の規定に該当する者。

【別紙①参照】

- (2) 令和3年度の3月31日で満年齢が3歳、4歳又は5歳に達するもの。

3歳児：平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれ

4歳児：平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれ

5歳児：平成28年4月2日～平成29年4月1日生まれ

- (3) 次にかかげる通学区域に在住している者。

○沖縄県教育委員会規則第3号

「沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則」により、定められた本校の通学区域第2条 島尻特別支援学校の学区は、以下の第1の通りとする。

第1

【知的障害である幼児】

西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町、浦添市、豊見城市（豊見城市立長嶺、とよみ小学校区域に限る）、南城市（南城市立久高中学校区域を除く）、那覇市（那覇市立小禄、金城、鏡原中学校区域を除く。）

【肢体不自由である幼児】

与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市、南城市（南城市久高中学校区域を除く。）

ただし、以下の第2に掲げる区域については、県全域とする。

第2

伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町（本部町立水納中学校区域に限る。）うるま市（うるま市立津堅中学校区域に限る。）、南城市（南城市立久高中学校区域に限る。）、久米島町、南大東村、北大東村、座間味村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、多良間村、竹富町、与那国町

- (4) 9月末までに、本校において志願前教育相談を受け、出願期間前（11月10日）までに本校幼稚部での体験入学、または授業見学を実施した者。

- (5) 原則として、年間を通して親子共学（保護者の保育参加）が可能な者。【別紙②参照】

3 募集定員

募集定員は別に定める。

4 出願期間

- (1) 受付日時・・・令和3年11月11日（木）午前9時から午後4時まで
11月12日（金）午前9時から午後4時まで（厳守）

- (2) 受付場所・・・沖縄県立島尻特別支援学校 幼稚部教室

5 出願手続き

志願者は、下記の書類を沖縄県立島尻特別支援学校に提出すること。

- (1) 入学志願書（第1号様式）
(2) 健康診断書（第2号様式－1、2）
(3) 専門医の診断書（第3号様式）※検査名、検査結果等を記入すること
(4) 住民票謄本 ※マイナンバーの掲載がなく、出願日前3か月以内に発行されたもの
(5) 面談資料

※出願書類(2)(3)については医療機関への早めの予約をお勧めします。

※上記の入学志願書様式等は、令和3年9月14日（火）に開催される「幼稚部入学志願者募集要項説明会」にて配布します。

6 入学選抜の方法

所定の出願書類、発達検査、行動観察及び面接の結果を基にして選抜を行う。

7 発達検査等の期日及び場所

- (1) 期 日・・・令和3年11月24日（水）、11月25日（木）のいずれか1日
(2) 検査場所・・・沖縄県立島尻特別支援学校 幼稚部

※保護者同伴で行います。

※詳しい日程については、願書受付から1週間程度で保護者宛に文書で通知します。
日時の希望はできませんのでご了承ください。

8 入学予定者及び教育相談予定者の発表

令和3年12月3日（金）に「入学予定者」及び「教育相談予定者」の発表をおこないます。
詳細については、面談もしくはホームページにてお知らせいたします。

9 入学手続

入学予定者は、令和3年12月24日（金）午後5時までに以下の書類を提出して、入学手続を完了すること。

【提出書類】

- ・誓約書・・・・・・・・・・1通

※入学者予定者は、令和4年2月8日（火）に新入生オリエンテーションがありますので、必ず出席をお願いします。）

【別紙1】 学校教育法施行令

第22条の3 法第75条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1. 知的発達が遅延があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2. 知的発達遅延の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1. 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2. 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 二 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。

【別紙2】 保育参加について

(平成 30 年 8 月 3 日 特別支援学校幼稚部における発達検査等地区講座 添付資料より)

幼稚部における保護者の保育参加の意義

県立学校教育課 特別支援教育室

特別支援学校の幼稚部は、幼児の発達を促すとともに障害のある幼児の育てづらさを共有し、保護者に幼児の発達を知らせ、今後の養育に自信が持てるように親子が、そして親同士が共に学ぶ場としてとらえている。

特別支援学校学習指導要領総則 解説 p124
保育参加などを通じて

保護者が幼稚部における生活そのものを体験することは、幼稚部における教育を具体的に理解することができるとともに、保護者が、幼児と体験や感動を共有することで、幼児の気持ちや言動の意味に気付いたり、幼児の発達の姿を見通したりすることにつながる。子育てへの不安や孤立感を感じている保護者が増える中、教師の幼児への関わり方を間近で見ること、幼児への関わりを学んだり、保護者同士の体験の共有から同じ子育てをする仲間意識を感じたりもする。さらに保育参加終了後などに、教師と情報交換会を設け、保育参加中の幼児の様子、その時の幼児の気持ち、幼児の状況をふまえた教師の関わりなどについて、保護者と話し合うことにより、保護者は幼稚部における教育や幼児への関わり方への理解を一層深めることができる。このような取組を通じて、幼稚部と家庭との連携が深まり、幼児が豊かな生活が送れるようになることが大切である。